丸 山 谷 戸 援 農 ク ラ ブ 会 則 Rev.3 '06.12.09

(第1章名称)

第1条 本会は「丸山谷戸援農クラブ」と称する。

(第2章活動の目的と内容)

第2条 本会は藤沢市石川丸山谷戸地区の休耕田を地権者と共に復活させることを中心に里山の保全を図り、地域の活性化に寄与する。

活動内容はこの目的に沿ったものとする。

(第3章会員とその資格)

第3条 本会の会員は第2条の趣旨に賛同し、本会の活動に伴う経済的労力的負担を担うことに同意した個人とする。

第4条 本会に対する加入および脱退については役員会で決定するものとし、除名については役員会で決定し総会の承認を得る。

(第4章役員)

第5条 本会の役員として代表1名、会計1名、会計監査1名、事務局若干名、ならびに必要に応じてその他役員を置く。役員は会員の中から総会で決定する。役員の任期は次期総会までとし、再任を妨げない。

第6条 代表は、必要ある時、役員を招集して役員会を開くことができる。

(第5章総会)

第7条 本会は最高議決機関として総会をおく。総会は本会の会員により構成される。 総会においては会員が平等の議決権を有する。

総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。

出席者には予め総会の議長または他の出席者を指名して委任状を提出した者を含む。 総会の議長は本会の代表が行う。

第8条 定例総会を1年に1回年度末に開催し、次の議事を行う。

- ・年度決算・年度事業報告の承認
- ・年度予算・年度事業計画の決定ならびに役員の改選

その他

第9条 臨時に会員に総意を諮る必要があるときは役員の過半数または会員の20%以上の要求で開催される。

(第6章その他)

第10条 会計年度は1月から12月までとする。

第11条 年会費は会員一人当たり2000円とする。

第13条 この会則は平成18年12月9日より施行する。

以上